

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

兵庫県赤穂郡上郡町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 上郡町上郡地区、同赤松地区、同船坂地区

#### (1) 現況

上郡地区は、市街地に近接し、町を南北に縦断する千種川及び上流に安室ダムを有する安室川の豊富な水資源を活用し、稲作を主としている。地域内では、混住化や担い手への農地集積の進行とともに、農業用施設の維持管理が困難となることが懸念されている。

赤松地区は、千種川及び岩木川流域に属する平坦な農用地を有する地域である。認定農業者のほか、集落営農組織による水田活用が図られ、千種川及び岩木川の豊富な水資源を活用した稲作や、麦・豆類の生産を行っている。担い手育成に資する農地整備を促進し、農地の効率的な利用を確保していく必要がある。

船坂地区は、安室川及び梨ヶ原川流域に属する平坦な農用地を有する地域である。ほ場整備事業による基盤整備がなされ機械化の条件が備わっており、既に大型機械を駆使した水田活用が図られ、安室川及び梨ヶ原川の豊富な水資源を活用した稲作や麦・豆類に加え、果樹栽培が盛んな地域であり、認定農業者など担い手への農地集積が進んでいる。今後の安定した農業経営のためには、農用地や用排水路等の適切な管理が必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者、地域住民や関係団体との協力体制を整備し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる事業を推進して地域ぐるみでの共同活動を支援することにより、生産基盤の維持管理と多面的機能の維持・発揮の促進を図る。

また、化学肥料・化学合成農薬の低減に加え、地球温暖化の防止や生物多

様性の保護といった自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を目指し、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進することにより、環境負荷の軽減に配慮した農法の普及と多面的機能の発揮の促進を図る。

## 2. 上郡町高田地区、同鞍居地区

### (1) 現況

高田地区は、通称高田盆地と呼ばれる地域と、千種川流域に広がる平地を有する地域である。高田盆地では、肥沃な粘土質の土壌と、昼夜の温度差が大きい気候特性を生かし、稲作を主としている。千種川流域に広がる平地に位置する地域では、千種川の豊富な水資源を活用した稲作を中心に、麦・豆類の生産及び農業施設を活用した野菜などの生産が行われている。盆地や渓谷の地形、山地斜面の形状を生かした農地は、傾斜地が多いなど生産条件が厳しいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

鞍居地区は、上流に金出地ダムを有する鞍居川流域に広がる平坦な農地と、基盤整備が実施されていない山間集落などの傾斜のある農地を有する地域である。平坦な農地では、ほ場整備事業による基盤整備がなされ、大中型機械化に対応するほ場を中心に、認定農業者など担い手への農地集積が進行し、鞍居川の豊富な水資源を活用した稲作や、麦・豆類の生産を行っている。一方、山間集落などの傾斜のある農地は、有害鳥獣による被害も多く、平地と比べて生産条件が厳しいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者、地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進して地域ぐるみでの共同活動を支援することにより、生産基盤の維持管理と多面的機能の維持・発揮の促進を図る。

また、傾斜地等の生産条件の不利な地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進することにより、既存の集落協定の取組面積の拡大や担い手への農地の集積及び近隣集落との連携を進め、農業生産活動の継続的な実施への支援と多面的機能の発揮の促進を図る。

さらに、化学肥料・化学合成農薬の低減に加え、地球温暖化の防止や生物多様性の保護といった自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を目指し、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進することにより、環境負荷の軽減に配慮した農法の普及と多面的機能の発揮の促進を図る。

### 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	上郡町 上郡地区 赤松地区 船坂地区	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業
②	上郡町 高田地区 鞍居地区	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業

※ 上記の実施を推進する区域においては、原則として、都市計画及びその他の計画により都市的な土地利用を図る区域として位置付けた土地を除く。

### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

#### 1. 対象農用地の基準

##### (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連坦部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連坦している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

上郡町全域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定に基づく特定農山村地域）

#### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市町村長の判断によるもの

##### a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連坦している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連坦している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30% 以上、耕作放棄率：田 5% 以上、畑（草地含む。）10% 以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

##### b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40% 以上、耕作放棄率：田 8% 以上、畑（草地含む。）15% 以上の農地

(エ) 兵庫県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) その他留意すべき事項

集落協定等における協定農用地の決定に当たっては、今後も耕作すべき農用地であるか否かを検討すること。

2. 集落協定の共通事項

特になし

3. 対象者

(1) 交付金の交付の対象となる者は、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の1に規定する、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等（農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る者として農村振興局長が定める者を除く。）とする。

(2) (1)の農業者等とは、認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（同法第14条の4第1項の認定を受けた者をいう。）、これに準ずる者（地域計画において目標地区に位置づけられた者など、地域農業を主体的に担う農業者として地域の実情に合わせて町長が認定した者をいう。）、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等を含む。

4. その他必要な事項

特になし